

○中央区旅館業法施行条例施行規則

昭和五十五年五月三十一日

規則第二十三号

改正 令和三年十月十五日規則第六十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)及び中央区旅館業法施行条例(平成二十四年三月中央区条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し、旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号)及び旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請書)

第二条 省令第一条第一項の申請書は、別記第一号様式とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 旅館業の施設を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- 二 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- 三 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- 四 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 五 省令第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その営業を譲り受けたことを証する書類

(営業許可書の交付等)

第三条 区長は、法第三条第一項本文の許可をしたときは、別に定めるところにより営業許可台帳を作成し、別記第二号様式による営業許可書を交付する。

2 区長は、法第三条第二項及び第三項の規定により許可をしないときは、別記第三号様式による不許可通知書により通知する。

(承継承認申請等)

第四条 省令第二条第一項の申請書は、別記第四号様式又は別記第五号様式とする。

2 区長は、法第三条の二第一項の承認をしたときは、別記第六号様式又は別記第六号の二様式による旅館業営業承継承認書を交付する。

第五条 省令第三条第一項の申請書は、別記第七号様式とする。

2 区長は、法第三条の三第一項の承認をしたときは、別記第八号様式による旅館業営業承継承認書を交付する。

(変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出をしようとする者は、別記第九号様式による変更届又は別記第十号様式による停止若しくは廃止届を区長に提出しなければならない。

(宿泊者名簿)

第七条 省令第四条の二第三項第二号に規定する区長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 性別
- 二 年齢
- 三 前泊地
- 四 行先地
- 五 到着日時
- 六 出発日時
- 七 室番号又は室名
(換気に係る措置)

第八条 条例第五条第一項第二号の区規則で定める割合は、〇・一五パーセントとする。

(客室の面積)

第九条 条例第五条第五項第一号の一の客室の面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が日常生活において通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

(浴槽水の交換)

第十条 条例第五条第六項第二号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十一条 条例第五条第六項第三号イの区規則で定める回数は、毎年一回とする。

2 条例第五条第六項第三号ロの区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十二条 条例第五条第六項第四号イ及びロの区規則で定める回数は、毎週一回とする。

2 条例第五条第六項第四号ハの区規則で定める回数は、毎日一回とする。

3 条例第五条第六項第四号ニ本文の区規則で定める濃度は、一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、同号ニただし書の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるよう保つこと。

4 条例第五条第六項第四号ホの区規則で定める回数は、レジオネラ属菌について毎年一回とする。

(調節槽を使用するときの措置)

第十三条 条例第五条第六項第五号の区規則で定める回数は、清掃にあつては毎年一回とし、消毒にあつては毎週一回とする。

(旅館・ホテル営業施設の共同便所の便器の数)

第十四条 条例第九条第五項第一号ハの区規則で定める数は、次の各号に掲げる合計定員(便所及び流水式手洗いを付設していない客室の定員を各階ごとに合計した人員をいう。以下この条において同じ。)の数の場合に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所のそれぞれの便器の数は、施設の利用形態等を勘案して決めた数とする。

- 一 合計定員が五人以下の場合 二
- 二 合計定員が六人以上十人以下の場合 三

- 三 合計定員が十一人以上十五人以下の場合 四
- 四 合計定員が十六人以上二十人以下の場合 五
- 五 合計定員が二十人以上二十五人以下の場合 六
- 六 合計定員が二十六人以上三十人以下の場合 七
- 七 合計定員が三十一人以上三百人以下の場合 三十人を超えて十人(十人に満たない端数は、十人とする。)を増すごとに一を七に加算した数
- 八 合計定員が三百人以上の場合 三百人を超えて二十人(二十人に満たない端数は、二十人とする。)を増すごとに一を三十四に加算した数
(旅館・ホテル営業施設の共同洗面所の給水栓の数)

第十五条 条例第九条第六項第一号の区規則で定める数は、次の各号に掲げる収容人員(洗面設備を付設していない客室の定員を合計した人員をいう。以下この条において同じ。)の数の場合に
応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 収容人員が三十人以下の場合 収容人員五人(五人に満たない端数は、五人とする。)につき一個
- 二 収容人員が三十一人以上の場合 収容人員が三十人を超えて十人(十人に満たない端数は、十人とする。)を増すごとに一を六に加算した数
(細部施行)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。